

整理番号：9－1

提言題名：市・県民税の手書き申告が時代錯誤である

【提言の要旨】

課税課から「市・県民税申告書在中」が届きました。中には手書き用の申告用紙が入っていました。税申告は、自分で市役所まで行って提出、郵送の2つの手段しかないのでしょうか。

(令和2年1月受付)

【回答の要旨】

日頃より、税務行政につきましてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度は、メールによるご提言をいただきまして、ありがとうございます。

さて、市・県民税申告書の提出につきましては、現在のところ、ご自身で市役所若しくは公民館等における申告の受付会場へご提出いただくか郵送でご提出いただくかの方法となっております。

市・県民税の申告書は、取手市のホームページにて作成は可能ですが、ご提出はご持参いただくか郵送となります。ご提出いただく際に控除証明書等の原本を提示又は添付していただきますので提出方法が限られてしまいます。

現在運用されています地方税の（住民税等）電子申告は、全国統一されたシステムで運用しており、事業所からの報告には対応しておりますが、個人の方の住民税申告には対応できておりません。

また、国のデジタル・ガバメント実行計画による地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進が計られようとしていますが、今のところ住民税申告手続については具体的な動きはございません。全国的な取り組みとなりますので、取手市においても国の動向をみながら取り組んでまいりたいと思います。

市民の方々にご不便をお掛けしておりますが、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

(課税課 令和2年1月回答)